

令和6年1月30日

長野八ヶ岳農業協同組合

## お客様本位の業務運営に関する取組方針

長野八ヶ岳農業協同組合（以下、「当組合」といいます）は、組合員の暮らしに安全と豊かさを提供し地域社会に貢献していく事、開かれた組織を構築し利用者への満足の提供していく事、地域に誇れるJAを確立するために行動していく事を基本理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」によるバランスの取れた万全な保障提供やデジタル技術の活用による利便性の向上により豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

### 1.お客さまへの最適な商品提供

#### （1）金融商品

お客さまにご提供させていただく金融商品は、人それぞれ「ニーズ」があるなか最適なものをご提案したいと思う一方で、ご提案する商品が多くなることは、結果的にお客さまにとって選びにくいと当組合は考えています。当組合では投資に関する「ニーズ」にあった商品を揃えながら、商品数を絞ることがお客さまの将来の備えの一步だと考え、厳選した商品ラインナップをご提案します。また運用方法については、長期的な視点で安定運用を期待する「ベースとなる部分（コア）」と、比較的高いリターンや運用利回り等を期待する「相場の変動やニーズなどに合わせて付け加える部分（サテライト）」の2つに商品を分けてコア・サテライト戦略に基づいてご提案いたします。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】

## (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、日々の生活でのリスクや農業等のリスクに対して、安心して生活や農作業が続けられるよう、“寄り添う”活動等を通じてご意向を確認し、最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

## 2. お客様本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

- ① ・お客さまに安定的な資産形成・運用をしていただくために、対話等により、金融知識、経験、財産、ニーズや目的などお聴きし、お客さま目線で適切な情報提供を行うとともに、分散投資・長期投資の有用性もご説明いたします。
  - ・投資経験が未経験、投資経験が少ないなど様々なお客さまがいるなかで、お持ちのお金を「使う・貯める」、「備える」、「遺す」、「増やす」に色分けをし、「JAバンク資産運用スタイル診断シート」等の資料を用い、運用スタイルを確認させていただきます。
  - ・資産形成や老後の備えをお考えのお客さまに対して、NISA制度・iDeCo等の制度についてもご説明いたします。
  - ・ご高齢のお客さまは、事前に確認させていただく等、「適合性の原則」に基づき慎重な対応を徹底しています。
  - ・手数料の多い少ないにかかわらずお客さまにとって適切な商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ② お客さまの運用スタイルとリスク許容度等の確認をさせていただいた後、「JAバンクセレクトファンドマップ」にて運用スタイルに合った商品のご提案をいたします。また、商品のリスク特性、手数料等投資判断に資するように重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、「販売資料」、「投資信託説明書（交付目論見書）」等にて、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

## (2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等の最良で最適な情報提供を行い、一人ひとりの要望や、ライフプラン等のニーズに応じた万全な保障・サービスをご提案します。
- ② 保障の加入にあたっては、契約者・利用者の皆さまからの疑問や不明な点等に対して丁寧で分かりやすい説明を通じて、ご意向を的確に把握・確認したうえで、ご理解・ご納得いただけるよう、重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- ③ 特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、専門用語等を使わずにより丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分にご説明しご理解ご納得を頂き、ご契約時にはご家族の同席を徹底するなど、安心して手続きできるようにきめ細やかな対応を行います。
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に負担いただく手数料等はございません。
- ⑤ 各種手続き等の実施にあたっては、契約者・利用者の皆さまに丁寧で分かりやすいご説明をするよう心がけるとともに、定期的な訪問の実施やデジタル技術の活用等による日々の接点を通じて、契約者・利用者の皆さまに寄り添い安心を感じられるアフターフォローを実施します。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

## 3.利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、手数料が多い商品のみを推奨して提案するなど、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。また、利益相反管理統括部署による、月次・四半期・年次モニタリングを行っています。【原則3本文および(注)】

## 4.お客さまの本位の業務運営を実現するための人材育成と体制の構築

- (1) 当組合では、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築するため、資格の取得、定期的な各種研修会への参加、eラーニングおよび年に2回の通信教育の受講を継続していきます。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています

- (2) 共済担当者の専門的知識の取得や人材育成していく為、各担当者一人ひとりに必要な各種資格の取得や年間を通して各種研修会を実施し仕組み等商品の情報提供し、知識やスキルの向上を継続的に実施していきます。